

『新 Quick Master 労働法<第3版> 訂正表』(KD00574)

訂正表

2018年04月01日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P. 199	問題 66 肢 5 解説	誤	休業開始前の賃金の50%相当額の育児休業給付が保障されている。	2018/04/10
		正	休業開始前の賃金の67% (ただし、育児休業の開始から6カ月経過後は50%)	
P. 217	問題 72 肢 2 解説	誤	同一の対象家族1人につき要介護状態ごとに1回、通算して、93日を限度に、介護休業を利用できる。	2018/04/10
		正	同一の対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、介護休業を分割して取得可能である。	
P. 219	問題 73 肢ウ 解説	誤	健康保険や厚生年金は、①1カ月の所定労働日数、1日または1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間が通常の労働者の所定労働日数のおおむね4分の3以上である場合に、被保険者となる(行政解釈)。	2018/04/10
		正	健康保険や厚生年金は、①1カ月の所定労働日数、または1週間の所定労働時間が、通常の労働者の4分の3以上である場合には被保険者となる(厚生年金保険法12条5項)。また、通常の労働者の所定労働時間および所定労働日数の4分の3未満であっても、下記の5要件を全て満たす場合は、被保険者となる。①週の所定労働時間が20時間以上あること②雇用期間が1年以上見込まれること③賃金の月額が8.8万円以上であること④学生でないこと⑤常時501人以上の企業(特定適用事業所)に勤めていること。	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/kaitei/>)に掲載された日付です。